

宮古市告示第 158 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書又はその写しを公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 12 月 5 日

宮古市長 山 本 正 徳



1 都市計画の種類

地域地区（用途地域）

2 都市計画を変更した土地の区域

宮古市上鼻二丁目、長町二丁目、千徳第 1 2 地割、磯鶏一丁目、同二丁目及び実田一丁目の各一部（区域は別紙図面のとおり）

3 縦覧場所

宮古市都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。